



2025年2月21日

選択的夫婦別姓のための民法改正を求める声明

国際連合の女性差別撤廃委員会は、2024年10月30日、女性差別撤廃条約の報告制度に基づく第9回日本政府報告書審査後の総括所見（最終見解）を発表した。

今回の総括所見は、夫婦同姓を義務付ける民法750条の改正に全く進展が見られない（パラ11(a)）と厳しく指摘した上で、女性が婚姻後も旧姓を保持できるよう夫婦の姓の選択に関する法律を改正することを勧告した（パラ12(a)）。上記委員会はすでに、日本政府に対し、2003年7月¹、2009年8月²、2016年3月³の3回にわたり、総括所見において選択的夫婦別姓を実現するよう勧告してきた。しかし、日本政府は、その都度、これを無視し続けてきたため、同様の勧告を受けるのは今回が4回目となる。それにもかかわらず、いまだ、日本政府は、「国民各層の御意見、国会における議論の動向等を踏まえ」必要な検討するなど答弁するにとどまり⁴、上記法律を抜本的に改正しないことから、当団体は、以下のとおり、表明する。

夫婦の姓をめぐっては、日本政府自身においても、法制審議会の1998年の答申においてすでに、夫婦が別姓を選択することができるような立法措置を答申していたという経緯がある。

また、最高裁判所大法廷は、2015年12月16日、婚姻後に一方当事者の氏の使用を認めない法律の規定（民法750条）を憲法13条（人格権）、憲法14条（平等原則）にも違反せず、憲法24条2項との関係で直ちに合理性を欠く制度であるとは認めるとはできないとしているものの⁵、15名のうち5名の裁判官が、憲法24条に反すると判断している。2021年6月23日の最高裁大法廷判決では、15名のうち4名の裁判官が民法の規定を憲法違反とする意見を書いている。このうち2名の裁判官（宮崎裕子・宇賀克也）の反対意見は、女性差別撤廃委員会が2003年以来総括所見で法改正を繰り返して要請してきたのに対し、日本政府は同委員会の解釈を争うことなく法改正を行う方針であると説明しておきながら、国会が長く法改正を怠り、2016年には3回目の勧告を受けるに至ったことを重くみて、法律が個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚すべきことを定めた憲法24条2項違反としている⁶。

¹ 2003年7月、日本政府に対する女性差別撤廃委員会の最終見解パラ35・36参照。

² 2009年8月7日、日本政府に対する女性差別撤廃委員会の最終見解パラ17・18参照。

³ 2016年3月7日、日本政府に対する女性差別撤廃委員会の最終見解パラ12(c)・13(a)参照。

⁴ 2024年12月13日参議院本会議における石破茂総理大臣の答弁参照。

⁵ 2015年12月16日最高裁大法廷判決民集 第69巻8号2586頁

⁶ 「日本国が、女子差別撤廃条約16条1項(g)に基づいて、... 夫婦同氏制の法改正という措置をとることを、遅滞なく追求すると合意(同条約2条(f))していながら、国の立法機関である国会がその措置を遅滞なく追求しているとはいえない状態に至っていたという事実は、夫婦同氏制が憲法24条2項にいう個



氏はアイデンティティの重要な要素であるから、氏の選択・変更の権利は自由権規約17条によって保護され、恣意的な又は不法な干渉から保護される⁷。民法750条の規定は、夫婦の氏について法文上は夫又は妻の氏とすると定めているが、婚姻によって女性が相手の家に入るという考えが根強い日本では現実には例年95%ほどの夫婦が夫の氏としており、女性に氏を変更することを強いることになっている。これは、男女の平等を基礎として人権を認識し、享有し又は行使することを害する「効果」をもつものを含む「女性差別」（女性差別撤廃条約1条）に該当する。また、同条約は16条1項(g)で、姓を選択する権利も含む夫婦の同一の個人的権利を確保するために、締約国に適切な措置をとることを明文で要求している。同項は、女性が自己の氏をアイデンティティの一部として保持することを目的としていると解されている⁸。

これらの人権を制約する理由として挙げられることが多い以下の点⁹につき、当団体の見解を述べる。

①まず、婚姻に伴い夫婦が同一の氏を称する夫婦同氏制は、旧民法(1947年(昭和22年)法律第222号による改正前の1898年(明治31年)法律第9号)の施行された1898年に法制度として採用され、日本の社会に定着してきたものであるとの主張がある。

しかしながら、そもそも歴史・従前の経緯により人権制約が正当化されるべきではないものの、この点をおくとしても、そもそも1898年に採用された法制度が日本の伝統であるなどともいえない。

②次に、家族を構成する個人が同一の氏を称することにより家族という一つの集団を構成する一員であることを実感することに意義を見いだす考え方があ

る。しかしながら、家族を構成する個人(夫婦・親子)が氏が同一であることによって、家族の構成員であることを実感するとは限らない一方、親子、事実婚

人の尊厳と両性の本質的平等に立脚した制度ではないことを強く推認させる。「平成28年に3度目の正式勧告を受けたという事実は、それ以降本件処分時までには何らかかる法改正がされなかったという事実に照らすと、本件処分時において、そのみで、夫婦同氏制が個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠き、国会の立法裁量の範囲を超えるものであることを基礎付ける有力な根拠の一つとなり、憲法24条2項違反とする理由の一つとなる」。

⁷ A.Rコエリエル及MARアウリク対オランダ事件 (Coeriel et al. v. The Netherlands Communication No. 453/1991, CCPR/C52/D/453/1991)、ライマン対ラトビア事件 (Leonid Raihman v. Latvia Communication No. 1621/2007, CCPR/C/100/D/1621/2007)) で個人の氏名を選択または変更する権利がプライバシー権に含まれるとした。

⁸ 女性差別撤廃条約16条1項(g)は、夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)を確保すると規定しており、子の主張については受理可能性がないと判断したものの、グループ・ダンテレ・プール・マトロニム対フランス事件 (CEDAW/C/44/D/12/2007)、同項が、女性が自己の氏をアイデンティティの一部として保持することを目的としていると判断した。

なお、欧州人権裁判所は、ウナル・テケリ対トルコ事件 (Unal Tekeli v. Turkey 2004.11.16 application 29865/96) で、婚姻後も婚姻前の氏の継続使用を認めないことを欧州人権条約14条(差別禁止)及び同8条(私生活の保護)に違反するとした。

⁹ 2015年の最高裁判所判決の多数意見は、氏の変更を強制されない自由(憲法13条)、平等原則(憲法14条)を否定しつつ、憲法24条2項の立法裁量の中での一考慮事情として考慮されるとしながら、各事情を立法裁量の範囲内であることを肯定する論拠としており、2021年の判決も多数意見は同様の立場にたっている



など氏が異なる場合であっても、家族の構成員であることを実感することもありえるのであって、人権の制約原理としてあまりにも曖昧な根拠と言わざるを得ない。

③さらに、親子間に関し、夫婦同氏制の下においてこそ、子にとって、いずれの親とも等しく氏を同じくすることによって子の利益となるなどとの主張もある（反対に、両親ともに子と同氏でない子に不利益が生じる）。

しかしながら、離婚した父母でも、事実婚ないし未婚の父母でも（いずれも父母は別姓の状態であり親子もいずれかとは別姓である）、未成熟子の生育など子の利益は十分に行われる必要があることはもとより、実際に行われていることがあることは明らかである。他方、現に同氏であるところの「夫婦」であっても、未成熟子の生育に支障が生じているなど子の利益が損なわれていることもあり、両親子との同氏であることと子の利益の間に関連性はない¹⁰。

法務省も認めているように、今や夫婦同氏制を定めているのは世界で日本のみである¹¹ことからしても、家族の絆や子どもの利益を理由とする②・③はおよそ根拠があるとはいえない。

④婚姻によって氏を改める者にとって、いわゆるアイデンティティの喪失感を抱いたり、婚姻前の氏を使用する中で形成してきた個人の社会的な信用、評価、名誉感情等を維持することが困難になったりするなどの不利益を受けるとしても、婚姻前の氏を通称として使用することが広まっており、一定程度は緩和されているので問題がないとの主張がある。

しかしながら、通称は便宜的なものにすぎず、使用の許否、許される範囲等が定まっているわけでもない上、一度、日本の国外に出れば、結局、同様に、個人の同一性の識別に支障が生じるという根本的な問題を解決しえないのである。

以上のとおりであるから、個人の氏はアイデンティティの重要な要素であり、私生活として保護されるべきであって、上記いずれの論拠によっても、その制約は合理性を欠き、恣意的なものと言うほかない。日本が批准している女性差別撤廃条約に照らしても、圧倒的に女性に対し氏を変えることを強いる結果となっている民法750条は同条約に反することが繰り返し指摘されている。

婚姻によって、個人、特に女性の氏の変更を保持する自由を不当に侵害する民法750条は直ちに改廃されるべきである。

¹⁰ 竹内努政府参考人は、2024年12月19日、参議院法務委員会にて「平成8年の法制審議会の答申におきましては、別氏夫婦の間に生まれた子は、夫婦が婚姻の際に子が称する氏として定めた父又は母の氏を称することとされ、兄弟姉妹の氏の統一化が図られております。

この趣旨でございますが、子が未成年の間は、兄弟姉妹の氏を統一することによって家族としての一体感が醸成され、子の健全な育成の上で有益であるという考え方があると承知をしております」と答弁している。

¹¹ 「法務省が把握する限りでは、結婚後に夫婦のいずれかの氏を選択しなければならないとする制度を採用している国は、日本だけです。」法務省ウェブサイト<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji36.html#Q12>